

従業上の地位に関する国際分類の概説¹（仮訳）

序論及び背景

1. この論文では、従業上の地位に関する国際分類（ICSE-93）の改定の進捗状況について概説する。この論文は、2015年5月19～22日にニューヨークで開催された、統計の国際分類に関する専門家会合のために用意したものである。改定作業の目的は、2018年10月の第20回国際労働統計家会合（ICLS）の決議として採択することにより、ICSE-93を、適切な労働関係を表す統計的な基準及び分類に変更することである。改定については、2013年に開催された第19回ICLSにおいて言及している。
2. ICSE-93は、1993年1月に開催された第15回ICLSの決議として採択されている。これは、雇用関係を表す統計の現行の国際基準となっている。ICSE-93では、労働者と当該労働者を雇用する経済単位との間でなされる明示的又は非明示的な契約の種類に基づき、就いている職を分類するものである。これは、有給の雇用者と自営業者の区分を含む雇用関係について、国際比較可能な統計の作成のための基礎を提供するねらいがある。
3. （従業上の地位は）次の基本的な5区分に分類される：

雇用者
 雇用主
 自己採算労働者
 生産者共同組合の組合員
 寄与的家族従業者

後半の4区分は、合計して自営業者としても分類される。

4. 各国で生じている雇用の取決めの変化を適切に観測するためには、これらの区分では十分な情報を提供できていない。また、不確かな、又は標準的でない雇用形態を観測するためにも十分に詳細なものとはなっていない。労働市場の流動性の増大を目的とした労働契約の取決めの多様化により、自営業者と有給雇用の境界は不確定となり、その一方で、これらの取決めによる影響を観測するための統計情報のニーズが生じている。
5. 2013年10月の第19回ICLSで、ILOは、従業上の地位及びより一般的な雇用形態の統計に関する各国の事例を概観し、ICSE-93の改定の必要性に関するディスカッションペーパーを提示した。会議では、労働市場の最新の動向をより説明できるようにするため、また、第19回ICLSで採択された「仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議」を反映するため、ICSE-93を改定する必要性について強い合意が得られた。この決議は、就業と他の労働形態の境界を変更することと同様に、就業のみならず全ての労働形態へ統計の国際基準の範囲を拡張することにより、ICSE-93の適切性に大きな影響を与えた。

¹ ILO 統計部 David Hunter 氏による論文

6. ILO による ICSE-93 の改定作業は、労働統計家、経済統計家、労働者の代表者組織及び事業主の代表者組織を含むワーキンググループの支援により行われている。第1回のワーキンググループは2015年5月6～8日に開催され、新たな基準の範囲及び概念的な枠組み、取り扱う課題及び課題の対処方針について議論された。
7. この論文では、従業上の地位によって分類された統計の利用及び必要性について簡単に論じる。さらに、ICSE-93 の概要、第19回 ICLS の「仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議」の主な要素（提示された労働関係の基準への影響を含む）を記述する。その後、改定に伴い取り扱う課題を記述し、第1回のワーキンググループで得られた主要成果を要約する。

従業上の地位によって分類された統計の利用及び必要性

8. 従業上の地位によって分類された統計は、経済・社会分析の様々な目的のために用いられる。これらの統計は、経済リスクの性質及び雇用者が労働で経験する権限、雇用者の雇用主に対する帰属の性質及び強度について、重要な情報を提供する。このように、不確かな雇用状況に関する潜在的な指標が得られる。これらの統計は、労働者と当該労働者を雇用する経済単位との関係性の時間的変化を表す。
9. 従業上の地位の分布の変化は、経済循環や高リスクの雇用、低賃金、保障の有無又は不確かな労働状況といった関係（例えば、有給雇用の職を失って多様な自営業の形態へ就業する範囲）を反映する場合がある。例えば、自己採算労働者又は寄与的家族従業者の人数の増加は、労働市場の状況の悪化を反映している場合がある。
10. 経済及び労働市場の政策の分析者は、経済成長や雇用創出に関連する政府の政策の結果を評価するため、従業上の地位に関する統計を用いる。例えば、起業家を把握して、自営業と起業家指向が就業と経済成長に与える影響の評価に用いられる。起業家の把握に強い関心を持つ場合には、ICSE による分類は自営業と有給雇用の境界にある職を十分に取り扱いしているわけではないため、ICSE による分類は満足いくものにはならない。
11. また、従業上の地位に関する統計は、賃金による雇用及び賃金の分布の把握や、賃金・所得・労務費に関する統計の解析及び作成にも用いられる。特に、従業上の地位によって分類する統計により、異なるデータ間（例えば、世帯統計と、雇用者の一部を対象とした事業所・企業系の調査又は行政情報）の有意義な比較が促進される。
12. 社会統計では、従業上の地位そのものが重要な説明変数である。人及び世帯の社会経済的状態に関する統計を作成するための投入変数としてよく用いられる。社会経済的状態の順序付けを行う分類作業では、典型的に、個人の社会経済的状態を決定するために従業上の地位と職業の情報を結合させて用いる。例えば自営業者は、同じ職業の雇用者よりも社会経済的に高いものとされる場合がある。
13. いくつかの国では、労働者と事業主により支払われる社会保障負担の水準は従業上の地位によって変わることがある。例えば、有給雇用者に対しては所得を基礎として負担

額が決定されるのに対し、寄与的家族従業者に対しては固定の負担額とされる場合がある。したがって、従業上の地位に関する統計はこうした社会保障負担による歳入の推定や、負担する社会保障水準を決定する参考資料として必要とされる。

14. 大事な事を一つ言い残したが、従業上の地位により分類されたデータは国民勘定に重要な投入変数を提供する。雇用者と自営業者を区分することは、国民勘定のためには重要である。国民経済計算 (SNA) では、自営業者の収入が混合所得に計上されるのに対し、雇用者の雇用から生じる収入は雇用者報酬として取り扱われる。
15. このような多様な利用により、従業上の地位に関する統計は、事業所・企業系に関する調査と同様、労働力調査、社会調査や人口センサスといった世帯系の調査で広く収集されている。

ICSE-93 の概観

16. 第 15 回 ICLS の決議によると、次のとおりである：

ICSE-93 は、ある特定の時点における個人の職を分類する。職は、個人と他者又は組織との明示的又は非明示的な雇用契約の種類に基づき、分類される。

17. 分類区分の定義に用いられる基本的な基準は次のとおりである：

- a) (職に従事している者がさらされる) 経済リスクの種類、その要素の一つは個人と職の結び付きの強度
- b) 現職が有する (又は有することとなる)、事業所及び他の労働者に対する権限の種類

18. 自営業者は、ICSE-93 では基本的な区分として定義されていないものの、区分は「有給雇用の職」と「自営業の職」との区分に関連して定義されている。

19. 有給雇用の職とは、「在職者が、明示的 (紙又は口頭で) 又は非明示的な雇用契約で、働いている組織の収入に直接は依存していない基本的な報酬が得られることを締結している職をいう。有給雇用の職に就いている人は、典型的には賃金及び給与によって報酬が支払われるが、販売手数料、出来高払い、賞与又は現物支給 (食料、家賃や研修²) により支払われる場合もある」。この定義の重要な性質は、道具、装備、店舗などの全て又は一部は他者の所有であり、仕事は、指揮命令系統の下で行われるか、所有者又は所有者が雇用する者によって作成された厳格なマニュアルに沿って行われることである。

20. 自営業の職とは、「報酬が物品・サービスの供給から得られる利益 (又は潜在的利益) に直接的に依存する職である。在職者は、企業に影響を与える意思決定を行うか、企業の発展に対する責任を保持しながら意思決定を委任する者」として定義される。

² 研修を収入の一形態とみなすことは、第 16 回 ICLS (1998 年) で採択された「雇用に関連する収入に関する決議」又は第 19 回 ICLS の決議 I と整合していない。

21. 雇用者は、「有給雇用の職として定義される種類の職に就いている全ての労働者」として定義される。雇用者のより詳細な区分は、分類の正式な小分類となつてはいないものの、区分の定義で、安定的な契約の雇用者及び正規雇用者の定義の事例を与えている。

22. 以上により、ICSE-93 の構成は以下のとおり表現できる：

有給雇用の職 (Paid employment jobs)

雇用者 (Employees)

自営業の職 (Self-employment jobs)

雇用主 (Employers)

自己採算労働者 (Own-account workers)

寄与的家族従業者 (Contributing family workers)

生産者共同組合の組合員 (Members of producers' cooperatives)

分類不能 (Workers not classifiable by status)

23. 「雇用主」とは、自己の会計のため又は少数の共同経営者と共に働く、自営業の職に就いている労働者であつて、これらの者の事業のために働く者を雇用者として雇い入れているものをいう。雇用主の定義と対比して、「自己採算労働者」とは、自己の会計のため又は少数の共同経営者と共に働く、自営業の職に就いている労働者であつて、参照期間において、これらの者のために働く継続的な雇用契約を有する雇用者を雇い入れていないものをいう。

24. 「生産者共同組合の組合員」とは、物品・サービスを共同して供給する自営業の職に就いている労働者であつて、それぞれの組合員が、事業所の生産・販売その他の仕事の構成、投資、組合員の事業所における売上高の配分について、対等の立場で決定権を有するものをいう。

25. 「寄与的家族従業者」とは、同一世帯に居住している関係者が運営している市場向けの事業所において、自営業の職に就いている者をいう。寄与的家族従業者は、労働時間や国情によって定まる他の要素といった事業所の運営への関与の度合いが、事業主と比較できる水準にないことから、他の自営業の労働者と区分される。

26. 最後の区分「分類不能」には、関連する情報が不足している者や、これまでのどの区分にも属さない者を含んでいる。この区分は観測可能な現象と関連しないため、新たな基準では削除し、情報が存在しない場合又は不足している場合の取扱いに対するガイドラインにより対応することが提案されている。

27. ICSE-93 では、労働市場で生じている変化を分析するために適切な、かつ、対処されていなかった統計ニーズを幾分か満たす可能性のある、「特定の区分に適用可能な統計的

処理」についての助言が記載されている。いくつかの区分は、ICSE-93 の特定の区分の小分類であるか、又は区分の分解によって表される。他の区分は、ICSE-93 の複数の区分にまたがる場合がある。ICSE-93 では、国情により、各国は複数の区分に分割できる又は分割する必要がある、また、他の区分を作成することもあり得ると提言している。助言では、以下の区分を取り扱っている：

- a) 法人企業の所有者・経営者
- b) 一定の雇用契約期間を定めている正規雇用者
- c) 雇用契約期間の定めのない正規雇用者
- d) 不安定雇用の労働者 (Workers in precarious employment)
- e) 一時的労働者 (Casual workers)
- f) 短期雇用の労働者 (Workers in short-term employment)
- g) 季節的雇用の労働者
- h) 事業所外労働者 (Outworkers)
- i) 請負業者
- j) ある組織と、明示的又は非明示的な有給雇用の契約を定めているが、当該組織に対しサービスの対価として料金を支払う別組織の指揮命令系統の下で働く労働者
- k) 作業集団の一員
- l) 雇用促進対象の雇用者
- m) 徒弟、研修生
- n) 正規雇用者の雇用主
- o) 中核自己採算労働者 (Core own-account workers)
- p) フランチャイジー
- q) 分益小作人 (Sharecroppers)
- r) 共有資源の搾取者 (Communal resource exploiters)
- s) 生活維持労働者 (Subsistence workers)

28. しかしながら、これらの区分は一貫した分類の枠組みの中で体系化されておらず、また、ICSE-93 の決議に記載されている助言では、いくつかの区分の取扱いに関して確定的なものとはなっていない。例えば、法人企業の所有者・経営者や請負業者は、国情によって雇用者又は自営業者に分類される場合がある。結果的に、有給雇用の職と多様な自営業の区分に関連した国際比較や傾向の分析は、各国の事例が一致していないため、妥協したものとなる。第 19 回 ICLS における議論に基づき、これらの区分の統計的処理や定義については、ICSE-93 の改定の中で対処すべき課題として認識された。

仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議

29. 第 19 回 ICLS で採択された「仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議」は、従前の国際基準であった「経済活動人口、就業、失業、不完全就業の統計に関する決議」(1982 年第 13 回 ICLS) 及び関連するガイドラインを見直すものとなっている。2013 年までは、これらの基準・ガイドラインは、ほとんどの国で、労働力人口に関する公的統計を作成するための基礎として利用されていた。

30. 基準で導入された重要な改定は、国民経済計算（SNA）に準拠した労働統計の概念的な枠組みや、異なる労働形態（より精緻な就業の定義を含む）を個々に測定するための指針、伝統的な失業率以外に未活用労働まで測定範囲を拡張するための指針を含んでいる。新たな用語も適切に導入され、時代遅れとされた用語、特に「経済活動／非活動」は「労働力人口／非労働力人口」に変更された。
31. 決議では、初めて「仕事」の国際的な統計上の定義を導入している。決議における主要かつ新たな特徴は、以下のとおりである：
- a) 労働力人口統計の作成の基礎として用いられる、特に有償労働に焦点を当てた、就業に関するより精緻な概念及び定義
 - b) 就業と他の労働形態（自己使用のための生産労働、ボランティア労働、無償の研修生労働を含む）を区分する、労働統計に関する包括的、弾力的かつ一般的な枠組み
 - c) 就業以外の労働形態（特に、自己の最終使用のための物品の生産、自己の最終使用のためのサービスの提供及びボランティア労働）への参加及び時間の使用について、包括的な測定を可能とする一般的な定義及び実務指針
 - d) 各国で直近 30 年間にわたって蓄積された経験の上に成り立ち、統計の国際比較可能性を推進する、就業及び失業の測定に関するより詳細な実務指針
 - e) 異なる目的（労働市場への参加意欲の評価を含む）のための、非労働力人口の分類の開発に対する一般的な手引き
 - f) 失業率と同様に公表されるべき、活用可能な労働力に対する不十分な雇用吸収力の問題に焦点を当てた未活用労働の指標
 - g) 国の状況やリソースを考慮した、短期及び長期のニーズに対応した仕事及び労働力人口統計の合理的なプログラムの開発に対する一般的な手引き
32. 新基準のねらいは、(a)は、雇用促進、収入その他関連する社会政策を知らせるのと同様、雇用吸収力を含む労働市場を観察するための労働力人口統計に対するニーズに対応すること、(b)は、物品・サービスの生産に奇与した者によって行われた全ての活動を労働としての正当な評価を与えること、(c)は、就業以外、特に自己の最終使用のための物品・サービスの生産、ボランティア労働や無償の研修生労働といった労働形態への参加の態様を、個別の測定によって明確にすること、(d)は、生産活動への労働投入や、経済発展・世帯の家計・幸福度に対する労働形態別の貢献について、包括的な測定を可能にすること、(e)は、労働力人口統計とその他の労働統計、他の分野の統計（特に生産統計）に関する統合性を改善すること、(f)は、将来の労働市場における動的な測定指標の開発を推進すること、である。
33. 第 19 回 ICLS 決議では、新基準は、共通の概念及び定義に基づいた統合的な国内のシステムの一部として、異なる目的に対する異なる部分的な労働統計の作成を促進するのに役立つ、と注釈をしている。この考えは、ICSE-93 を新たな基準に変更する際にも同等に適切なものである。
34. ICSE-93 の改定にも概ね適切なものとなっている第 19 回 ICLS による新基準の要素は、

仕事の定義そのものやそれぞれの労働形態の定義といった、労働統計に対する参考概念である。

仕事の概念

35. 第19回 ICLS の決議によれば、「仕事」(work) は、他者又は自己使用のための物品の生産又はサービスの提供のために、年齢性別を問わない全ての人によって行われる活動からなる。仕事には、物品・サービスの生産を伴わない活動(例：物乞いや盗み)、自身の身の回りの世話(例：自身の身繕いや衛生管理)、自身のために他者が行うことができない活動(例：睡眠、学習、自分の娯楽のための活動)は含まれない。

労働形態

36. 排反的な五つの労働形態が、個別の測定のために明確化されている。これらの労働形態は、以下に示すように、生産物の仕向地(自己の最終使用のため、他者(すなわち他の経済単位)による使用のため)と取引の性質(金銭的・非金銭的な取引、移転)を基礎として区分されている：
- a) 自己の最終使用のための物品・サービスの生産からなる、自己使用のための生産労働
 - b) 有償で他者のために行う労働からなる、雇用労働
 - c) 職場体験又は技能習得のために無償で他者のために行う労働からなる、無償の研修生労働
 - d) 無償で他者のために行う非強制的な労働からなる、ボランティア労働
 - e) その他の労働活動³

職の概念

37. 第19回 ICLS の決議では、ICSE-93 及び国際標準職業分類(ISCO-08)で分類された統計単位「職」(job)の定義も精緻化された。第19回 ICLS によれば、職又は労働活動は、一つの経済単位に対する一人の人間によって行われる(又は行われるはずの)一連の任務又は職務として定義される。
38. 「職」の用語は、就業に関連して用いられる。人は1以上の職を有する場合があります、決議では、自営業者は、自身の顧客の数にかかわらず、自身が所有又は共同所有する経済単位と同じ数の職を有することとなる、と注記している。複数の職に就いている場合、主たる職は、ふだん最も長い時間仕事をする職として定義されることによって明確となる。この統計単位は、自己使用のための生産労働、無償の研修生労働及びボランティア労働に関連する場合、労働活動と呼ばれる。

国民経済計算への準拠

39. 仕事の概念及び労働形態は、SNA 生産境界内の全ての活動が新基準に沿って収集され

³ 「その他の労働活動」には、裁判所又は類似の機関から命じられた際の囚人による地域社会への奉仕活動及び無償労働や、無償の兵役及び代替的な民間役務が含まれる。これらは、測定のための特別な労働形態(無償で他者のために行う強制労働など)として扱うことができる。

る統計と一致し、また把握されるという点で、SNA に準拠している。第 19 回 ICLS の決議では、以下のとおり注記している：

自己使用のための物品の生産、就業、無償の研修生労働、ボランティア労働の一部及び「その他の労働活動」が、2008 年 SNA の生産境界内の国民生産勘定作成の基礎となっている。自己使用のためのサービスの提供とボランティア労働の残りの部分（すなわち、2008 年 SNA の一般的生産境界内ではあるが、生産境界の範囲外の活動）が、国民生産勘定を完成させる。

40. 労働形態と SNA で定義されている生産境界との関係は、図 1 で示すとおりである。SNA 生産境界内の全ての活動は、労働統計の旧基準によって就業として計上され、したがって ICSE-93 の対象範囲となっていた。

図 1 労働形態と 2008 年国民勘定体系

生産物の 仕向地	自己の 最終使用		他者による使用				
	労働形態	自己使用 のための 生産労働	就業 (有償労働)	無償の 研修生 労働	その他 の労働 活動	ボランティア労働	
サー ビス		物 品				市場及び 非市場の 単位にお ける労働	家庭内 生産
2008 年 SNA との関係			SNA 生産境界内の活動			物品	サー ビス
			SNA 一般的生産境界内の活動				

労働状態による新たな分類及び基準のねらい

41. ICSE-93 の改定における基本的な課題は、第 19 回 ICLS の決議 I によって定義された「就業」のみならず、当該決議によって定義された労働形態に対しても新たな基準を関連付けることである。これらの労働形態は、自己使用のための生産労働、無償の研修生労働及びボランティア労働を含んでいる。
42. ICSE-93 は、SNA 生産境界の点からみると、第 13 回 ICLS (1982 年) で定義された「就業」における職を分類するものとなっている。この「就業」の概念は、現在では「就業」から除かれた活動も含んでいる。現在の「就業」からは除かれているが、SNA の生産境界には含まれており、したがって ICSE-93 の範囲となっている主な労働形態は、

- ・自己使用のための物品の生産活動
- ・組織に対するボランティア労働
- ・無償の研修生労働

である。

43. 自己使用のための生産労働に関して、ICSE-93 では、「生活維持労働者」を、*自営業の職を有する労働者*であって、この職によって生産される物品・サービスが主としてその世帯のみで消費され、家計の重要な基盤となるものとして定義し、選択的な区分として提供されている。国際的な報告を目的とする場合と同様、生活維持労働者の区分が用いられない場合には、自己使用のための物品の生産者は、ICSE-93 では自己採算労働者として計上される。
44. 訓練を報酬の一つの形とみなすことで、ICSE-93 を無償の研修生労働に対して適用することもできる。しかしながらこれは、就業と収入の統計に対する現在の基準で、訓練は報酬の一つの形とみなすことはできないと明記していることに矛盾する。
45. 新たな基準は従業上の地位の分類を変更するものであるため、第 19 回 ICLS によって定義された「就業」に対してのみ適用するべきであるとの議論がある。しかしながら、この議論は、第 19 回 ICLS の決議の採択が、労働形態全てを含む国際的な統計基準の包括的集合に対するニーズを示唆していることに対して不整合である。また、就業とその他の労働形態（特に自己使用のための生産労働）との境界は必ずしも明確ではない。これは、小規模な農家の世帯で、いくつかは自己消費のために生産し、いくつかは市場のために生産する場合を含んでいる。こうした事例は、自己使用のための物品の生産や市場向けの生産を行う世帯内での、家族従業者に対する類型化を得るために有意義である。これらの区分は、現在の ICSE-93 で定義された自己採算労働者及び寄与的家族従業者に相当する。仕事が有給であるか無給であるかに関わらず、徒弟、研修生、インターンの定義及び類型化も同様の話である。
46. 労働状態(status)による分類を含んだ新たな基準は、世帯系の調査及び事業所系の調査の両者に対して適用されるべきである。事業所における人的資源の記録は、給与が支払われる雇用者や、ボランティア、無償の研修生、徒弟といった無給の労働者を含む場合がある。したがって、多様な無償労働の形態に対して適切な区分を提供することは有意義であろう。

ICSE-93 の改定に当たって取り扱う課題

47. ICSE-93 の改定に当たって取り扱うべき課題は、以下を含んでいる：
 - a) 就業の範囲に加え、上述したような、第 19 回 ICLS の「仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議」で明示された全ての労働形態に拡張した、新たな統計基準に対するニーズ
 - b) 新たな決議で明示された多様な分類及び変数間や、社会、労働及び経済統計の多様な分野間の整合性を満たすような、異なる情報源及び分野から整合的な統計の提供を容易にするための包括的で概念的な枠組みに対するニーズ
 - c) どういった概念及び区分を労働状態による分類の中核とするべきか、また、包括的で概念的な枠組みにおいて、分類のための変数として何を把握するべきか

- d) 広汎な範囲の分析への利用と雇用の取決めの種類の増加によって有給雇用と自営業の区分が容易に適合しない中で、上位のレベルでこれらの二区分を維持することの妥当性及び利便性
- e) 自営業者と有給雇用の者の境界、特に法人企業の所有者・経営者や従属型請負業者 (dependent contractor)
- f) 非公式な雇用状況への基準の適用可能性
- g) 情報収集、調査票の設計、各国の利用のための基準の導入及び適用に対する指針のニーズ
- h) 一時的、短期、臨時、季節的な雇用者や、労働時間の契約が0時間の労働者など、多様な標準的でない雇用形態にある労働者の明確化
- i) 以下を含む多様な労働者の種類についての明確化及び統計的取扱い
 - ・徒弟、研修生、インターン
 - ・起業家
 - ・賃金・給与の稼得者
 - ・家族従業者
 - ・家内労働者 (domestic workers)
 - ・在宅労働者及び事業所外労働者
 - ・生産者共同組合の組合員
 - ・労働者派遣事業所に雇用される労働者

48. これら全ての区分を明確にし、かつ雇用関係の統計に要求される多種多様なニーズを満たすような、互いに排他的な区分を、単一かつ一貫した分類の枠組みによって提供することは困難であろう。このため我々は、ICSE-93 を、重複する概念や特性を単一の複雑な分類に取り入れることよりも、労働者と雇用主との関係を表す統計に対して適切となるように基準を変更することを提案する。新たに作成される労働状態による分類では、労働者と当該労働者が働く経済単位との関係にある多様な側面を表す一連の補助変数によって補完されることを意図している。これらの基準は、2018年の第20回 ICLS において、議題、修正及び最終的な採択のための決議案として提示される予定である。

ICSE-93 改定に関するワーキンググループの第1回会合の主要成果

49. 第1回会合でワーキンググループメンバーは、第20回 ICLS で検討される決議は労働形態の全てを包含すべきだが、従業上の地位の分類に対する喫緊のニーズは引き続きある、と合意した。一度進めれば、この分類は全ての労働形態に対する労働状態及び関係性の統計に対して、幅広い概念的な枠組みの開発のための方法を示すことができる。従業上の地位の分類で定義された複数の区分は、他の労働形態にとって適切な場合もあるし、いくつかの区分は適切でない場合もある。そのため、全ての労働形態の統計に対する適切性を考慮に入れながら、作業は進められるべきである。

法人企業の所有者・経営者

50. 法人企業の所有者・経営者に関しては、(a)分類の中で、個別の区分を設定すること、(b)調査において情報収集及び区分を明確化する方法に対する手引きを与えること、(c)合計の統計数値における取扱いを明確にすること、に対するニーズがあるとワーキング

グループで合意した。この労働者は、法人企業において職を有し、企業の所有権を管理し、他の組織との契約、雇入れ、雇用者の解雇について、企業の代表として実行する権限を有する者である。この労働者は、先進国における重要な区分であり、多くの新興工業国においても重要性が増している。ICSE-93 では、従業上の地位によって分類されたデータの中で、区分して把握することを推奨しているが、多くの国ではこれらを区分して把握していない。

51. この労働者が企業内で所有し、行使する権限からみると、労働市場及び社会分析のほとんどの目的に対して、自営業者として分類することがおおむね適切であると合意した。この労働者の経済リスクの程度は企業の法人化によってある程度減少し、企業の損益を通じてだけでなく賃金又は給与によって報酬を得る場合があることから、他の自営業者と区分して把握する必要がある。また、国民経済計算や賃金統計のデータを提供するため、賃金又は給与の稼得者に区分して含まれる必要がある。

従属型請負業者

52. 従属型請負業者は、「従属型の自営業者」とも呼ばれ、自営業者と同様に物品・サービスを生産する契約を行うが、仕事の実行又は実行の方法についての完全な権限を持っていない。この区分に関する強い関心があり、雇用統計でこれらの者を特定するための相当数の先例が得られた。ICSE-93 では請負業者となり、選択的な区分として定義されている。

53. ワーキンググループでは、従業上の地位の分類で従属型請負業者を特定の区分に含めること、この区分のねらい・定義・分類を明らかにすること、実務的に測定するための方法を研究すること、の必要があると合意した。測定のために可能な実務的な基準は、以下を含んでいる：

- ・雇用者がいないこと
- ・主要な元請人が単一であること
- ・雇用者を雇うことができないこと
- ・自身の仕事の管理が制限されていること
- ・仕事の意思決定が制限されていること
- ・サービスに対する契約であること

54. EU 労働力調査で行われる 2017 年の自営業者に関する特別項目によるテストで、従属型請負業者は、次の三つの基準に基づく比較的単純な質問により、他の自営業の労働者と区別できる可能性があるとして提案している：

- ・雇用者がいないこと
- ・主要な元請人が単一であること
- ・労働時間について組織上の従属関係があること

55. この方法は、最初に自営業者として把握されることで、対象とする人口のほとんどが把握され、対象としていない人口がわずかながら含まれることになると思われる。しかしながらこれは、従属型請負業者が雇用者ではなく自営業者として最初に把握されるこ

とが確実であるとの強い前提に基づいている。

56. いくつかのラテンアメリカ諸国で用いられている代替的な測定手法は、労働者が事業所及び実行する仕事に及ぼす権限を最初に測定し、さらに経済リスクに関する質問を用いて修正することである。

有給雇用と自営業の二分化

57. 全ての職を有給雇用の職として分類するための二つの基準（経済リスクの種類及び権限の種類）の使用で、いくつかの職は有給雇用の職と自営業の職の両方の性質を持ち、雇用の取決めの状況は多義的であることが示されている。法人企業の所有者・経営者、従属型請負業者、寄与的家族従業者の場合に、これが該当する。現実的にこれらの区分は、分析目的により、経済リスク又は権限のどちらかに従って他の区分とともに集計される必要がある。
58. したがって、経済リスクと権限の二つの基準に基づき、従業上の地位の分類に対して相対的に詳細な区分を定義し、他の分類階層のためにこれらの区分を積み上げて用いることを提案している。一つの階層構造は権限に基づくもので、独立的又は従属的であるかによって高位の階層で二分している。他方、報酬の種類に関する業務の経済リスクに基づくとは、高位の階層では、給与と企業利益による雇用で二分されるだろう。
59. 次の二つの階層構造は、詳細な区分が必要とされたワーキンググループにおける現在の議論の状態を反映したものである：

権限の種類／従属度に基づく労働状態の分類

独立型の労働者（Independent workers）

雇用主

- ・雇用者有りの法人企業の所有者・経営者
- ・個人企業の雇用主

自己採算の企業運営者（Own-account operators of enterprises）

- ・雇用者無しの法人企業の運営者
- ・個人企業の自己採算労働者

従属型の労働者（Dependent workers）

雇用者

- ・正規雇用者
- ・臨時的雇用者
- ・一時的、呼出型、労働時間が0時間契約の労働者
- ・正式な雇用契約を締結していない雇用者
- ・給与が支払われる徒弟、研修生及びインターン

従属型請負業者

家業補助者（Family helpers）

経済リスクの種類に基づく労働状態の分類

企業利益による雇用の労働者 (Workers in employment for profit)

- 個人企業の雇用主
- 個人企業の自己採算労働者
- 従属型請負業者
- 家業補助者

給与雇用の労働者

- 法人企業の所有者・経営者
 - ・雇用者有りの法人企業の所有者・経営者
 - ・雇用者無しの法人企業の運営者

雇用者

- ・正規雇用者
- ・一定期間 (Fixed-term)、短期及び季節的雇用
- ・一時的、呼出型、労働時間が0時間契約の労働者
- ・正式な雇用契約を締結していない雇用者
- ・給与が支払われる徒弟、研修生及びインターン

60. 両者の階層構造は、詳細な階層では同じ区分である。第1の階層構造は主として労働市場及び社会の分析に用いられるであろうし、起業家の把握のためには、法人企業の所有者・経営者を含む一方で、家業における家業補助者、従属型請負業者を除く。第2の階層構造は国民経済計算のデータ提供や賃金分析といった目的に利用されるだろう。
61. 「家業補助者」の区分は ICSE-93 で定義されている「寄与的家族従業者」を変更するものである。これは、権限の行使や家業の運営を行う労働者を除き、有給雇用の職に就いて世帯員を補助している者（在宅勤務者を含む）を含むことを明確にするため、この区分を精緻化する意図がある。これらの者は明らかに従属型の労働者であるものの、賃金・給与を受け取らないことから「企業利益による雇用の労働者」に含めている。
62. 雇用者の小分類は、以下に関する議論を観測及び検証するための統計作成の基礎を提供する意図がある：
- a) 雇用主による新規労働者の雇用を容易にして、雇用機会を提供して経済成長を推進する、短期間の弾力的雇用又は非標準的な雇用の取決めの範囲
 - b) 結果的に非標準的な雇用の取決めや経済状況の変化が推進するような、安定していない不確かな雇用状況を経験している労働者の範囲
 - c) 若年者の教育から労働への推移の観測
63. これらの区分の名称、詳細な定義や測定の方法は、更なる精緻化とテストを必要とする。「正規雇用」の用語は、問題とすべきものである。正規雇用の概念は、有給雇用の職に就いている者であって、各国における社会的及び法的な保障の基準が優位的であり、

雇用期間の定めがない者を含むことを意図している。臨時的及び一時的な雇用者の区分は、相対的に安定的な雇用状況にある永年の又は標準的な雇用ではなく、ごく短い通知で雇用が終了する又は明確な労働時間・日程が保証されない雇用の取決めであることを識別する意図がある。

64. 非公式な雇用契約の雇用者は、非公式部門 (informal sector) の雇用者や、公式な部門における非公式な雇用者 (一般的に、公式な (明示的又は非明示的な) 雇用契約を締結していない) を含むことを意図している。これらの者は、社会的な保障がほとんどないか全くなく、国税当局への申告もない。雇用期間が定められていない場合もよくあり、このために正規又は臨時の雇用者として特定することができないことから、別の区分を設ける必要がある。各国において高い比率となっている場合は、非公式な雇用の取決めが一般的であることを示唆する。この区分を従業上の地位の分類で明確化することは、既存の非公式な雇用の測定に対する指針の変更を意図したものではないが、非公式な雇用と非公式部門の一貫性を確保するニーズがある。
65. 従業上の地位の分類に対して用いる概念的な手法は、労働状態の統計に対するより広汎な枠組み及び分類の概念を論じるための出発点として利用される。これは、独立型及び従属型の労働者の概念を、権限／従属性の行列及び経済リスクと報酬の種類 (無報酬の場合を含む) に基づき、他の労働形態に拡張するものである。家業補助者、徒弟、研修生、インターンなどの概念は、多様な労働形態に対して明確に関連し、その定義は異なる労働状態の統計に対する一貫性を推進するために再利用できる。

補助変数

66. 従業上の地位又は労働状態に基づき区分された統計は、一連の補助変数と結合して用いられる。これらの変数により、雇用の安定性や特定の雇用の取決めの継続性に関連した性質に対して、より詳細な情報が得られる場合がある。他の変数も、労働形態や雇用形態に対する定義及び区分を提供し、労働状態の区分や他の労働形態として表される場合がある。以下の補助変数が現在提案されている：
- a) 契約の期間 (主として雇用者へ適用されるが、従属型請負業者、無給の研修生労働やボランティア労働に対しても適用できる場合がある)。この変数は、見込まれる合計の契約期間に基づくが、無期の契約を含む必要がある
 - b) 現在の職の期間 (現在の職に就いてからの経過期間)
 - c) 契約の種類 (例：標準的、一時的、その他の臨時的、正式な契約がない、一定期間、無期)
 - d) 報酬の種類 (例：出来高払い、賃金、給与、利益、混合所得、無報酬 など)
 - e) 季節性 (季節的か否か)
 - f) ふだんの就業場所 (例：雇用者又は元請人の事業所内か否か、労働者自身の住居、その他の労働場所)
 - g) 家内労働及び家内労働者に対する統計的定義に基づく家内労働者の分類
 - h) 在宅労働者及び事業所外労働者
 - i) 労働者派遣事業所を含む三者間の雇用の取決めを有する労働者

j) 研修生の状態

67. これらの変数は各国の統計体系で頻繁に収集されるものの、現在は国際的な基準がなく、各国の実情によって多様な形となっている。

今後の対応

68. ILO は、これらの課題の更なる研究、好事例の把握やワーキンググループの助言に基づく提案を進展させるため、希望するワーキンググループメンバー（何名かのボランティアが既に申し出ている）及び ILO 職員・顧問に様々な区分での課題を割り当てている。その成果は 2015 年後半の第 2 回ワーキンググループで議論される予定である。
69. 2016 年には、新たな提案のテスト及び一連の部分協議を実施するつもりである。第 19 回 ICLS 決議を実施するための ILO のテスト計画は、いくつかのテストを行う有益な機会となるだろう。多数のワーキンググループメンバーが、いくつかの提案についてテストを行えると期待している。ILO は、2016 年後半のワーキンググループで、予備的な決議案を準備する予定である。
70. 最初の決議案は、2017 年の公式会合である専門家三者（政府、事業者及び労働者）会合によって、英語、フランス語及びスペイン語で検討される予定である。必要があれば、修正案を 2018 年早期に開催する第 2 回専門家三者会合で提示する。実施しているテスト・調査・進展作業は、この期間まで継続するつもりである。その後、最終案を、2018 年 10 月に実施予定の第 20 回 ICLS のために準備する予定である。
71. この専門家会合では、以上に述べた課題について議論するとともに、改定の工程について助言を得ることを期待する。